

最近の過重労働対策について

厚労省労働基準局監督課長 秋山伸一氏

総実労働時間が依然として 2000 時間を超え、長時間労働(過重労働)による健康被害が一向に改善されていない。6月8日、厚労省労働基準局監督課長・秋山伸一氏から対策について聞いた。

昨年6月に議員立法として全会一致で「過労死等防止対策推進法」が成立。厚労省は長時間労働削減推進本部(本部長・厚労相)を立ち上げた。これを受け、過労死等による労災請求のあった事業場に対し重点監督を実施。今年1月段階で公表した重点監督実施は4561事業場に上り、このうち3811事業場(83.6%)で法違反があり是正指導した。

違反状況の中で、事業場の半数が100時間から200時間の長時間労働だった。賃金不払い残業は955事業場(20.9%)。

また、社会的影響力の大きい企業が違法性を繰り返している場合は、企業に自主的な改善を促すため、都道府県労働局長が経営トップに対し是正指導し、その事実を公表(5月実施)するなど対策を強化している。



秋山課長は、平成2年旧労働省に入省。「当時は過労死という言葉は思い当たらなかったのに、今は立法の中に出てくるような時代だ」と過重労働対策の重要性を指摘。監督課業務では、労働現場の事故などに対する罰則規定のある労働基準監督に当たる事例が目につき、最近問題化している「ブラック企業」問題にも積極的に対応していることを力説した。(麻生英明)